

令和6年度 第2回能代市活力ある高齢化推進委員会

日 時 令和7年2月10日(月)
午後6時45分～
場 所 能代市役所 会議室9・10

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 案件
 - ・第1部
 - (1) 地域包括支援センター運営協議について … P 1
 - (2) その他
 - ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)の
今後について … P 8
 - ・その他
 - ・第2部
 - (3) 介護老人福祉施設の整備について …資料当日配付
- 4 その他
- 5 閉会

令和6年度能代市地域包括支援センター事業実績

場所：市内4カ所（本庁・北・南・二ツ井）

開館：月～土（日・祝・年末年始除く） ※時間外・夜間は電話転送対応

時間：午前8時30分～午後5時15分（本庁、南）

午前8時30分～午後5時30分（北、二ツ井）

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

①相談方法（のべ件数）

	R4年度	R5年度	R6. 12月
電話	10,232	11,087	7,107
来所	1,134	1,059	1,178
訪問	3,343	3,529	2,487
メール、その他	—	—	28
合計	14,709	15,675	10,800

②主な相談内容（のべ件数）

項目	R4年度	R5年度	R6. 12月
介護相談	7,050	6,836	5,040
介護予防・生活支援サービス	814	1,505	564
施設相談	1,653	1,590	753
医療・健康	1,833	1,811	1,088
高齢者福祉	819	674	528
情報収集・提供	5,165	5,896	5,081
身体障がい関係	197	272	131
虐待関係	147	165	70
権利擁護関係	717	561	357
認知症関連	2,011	1,395	790
その他	423	335	330
合計	20,829	21,040	14,732

(2) 権利擁護事業

①主な相談内容（のべ件数）※再掲

項目	R4年度	R5年度	R6. 12月
虐待関係	147	165	70
権利擁護関係	717	561	357
合計	864	726	427

②虐待に関する相談（実人員）

※包括支援センター及び長寿いきがい課

項目	R4年度	R5年度	R6. 12月
「虐待の疑い」通報件数	15	14	10
「虐待」認定件数	5	0	4

(3) 包括的・継続的マネジメント事業（ケアマネジャー支援及び地域連携）

項目	R4年度	R5年度	R6. 12月
ケアプランチェック(件数)	852	788	611
ケアマネ研修会(回数)	4	4	3
同(参加人数)	304	268	202

※ケアマネ研修会 7月：高齢者の服薬管理について（オンライン開催 72名参加）
 9月：医療と介護の連携について（会場：広域交流センター 70名参加）
 11月：高齢者のお金のトラブルについて（会場：広域交流センター 60名参加）

(4) 介護予防サービス計画作成（対象：要支援）

	R4年度	R5年度	R6. 12月
件数	3,216	3,485	2,545
うち包括	968	1,192	945
うち委託	2,248	2,293	1,600

(5) 地域ケア個別会議

	R4年度	R5年度	R6. 12月
回数	16	18	13

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①通所型サービス

通所型短期集中介護予防教室（通所C）

複合プログラム	R4年度	R5年度	R6. 12月
回数	129	120	82
のべ参加者	810	790	560

※包括が教室を実施

運動器機能向上教室	R4年度	R5年度	R6. 12月
回数	171	192	152
のべ参加者	1,491	1,822	1,633

※公募事業者に委託して実施している。
 参加者のケアプランは包括が作成する。

②介護予防支援事業（ケアマネジメント）（対象：総合事業サービス利用者）

	R4年度	R5年度	R6. 12月
合計件数	4,362	4,230	3,083
うち包括	2,010	2,135	1,600
うち委託	2,352	2,095	1,483

(2) 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業

①一般健康相談

	R4年度	R5年度	R6. 12月
回数	4	13	25
のべ参加者	42	340	539

②一般介護予防教室

	R4年度	R5年度	R6. 12月
回数	216	234	189
のべ参加者	2,430	3,097	2,661

③出前講座

	R4年度	R5年度	R6. 12月
回数	49	90	89
のべ参加者	596	1,725	1,788

④介護予防教室参加者に対する自主グループ立ち上げ支援

	R4年度	R5年度	R6. 12月
立ち上げ支援回数	12	25	34
自主グループ数	1	2	3

※内訳：教室参加者への自主グループ立ち上げ支援を行った回数

3. 任意事業

(1) 家族介護支援事業

※上段：回数 下段：のべ参加者数

	R4年度	R5年度	R6. 12月
介護講座、実技、 情報交換等	24	31	30
	114	139	247
交流会、レク、 お楽しみ会等	12	7	1
	27	20	16

4. その他

学生実習受け入れ

※包括支援センター受入分のみ記載

	R4年度	R5年度	R6. 12月
のべ日数	31	11	43
実人数	15	26	31

令和7年度 能代市地域包括支援センター運営方針（案）

1. 方針策定の趣旨

この運営方針は、能代市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、具体的な運営方針等を明確にし、センターの業務が円滑で効果的な実施に資することを目的に定めるものとします。

2. センターの目的・設置

センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を続けられるよう、健康保持、生活の安定に必要な相談や支援を行うことにより、保健、医療及び福祉の向上を包括的かつ継続的に支援することを目的とします。

能代市（以下「市」という。）は、日常生活圏域を「本庁」、「北」、「南」、「二ツ井」の4つに分け、委託によりセンターを設置、運営を行います。

3. 基本的な運営方針

市は、「能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進することとしております。また、高齢者のみならず、地域の複雑かつ複合的な課題の相談に応じる重層的な支援体制の整備について、関係機関等と連携し支援を進めるとしております。

センターは、「地域包括ケアシステム」の中核的機関として、日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握し、関係機関等の協力を得て、地域においてセンターの業務を実施します。

市は、センター運営業務が円滑に実施されるよう支援してまいります。

4. 運営における基本視点

(1) 「公益性」の視点

市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公平・公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 「地域性」の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

(3) 「協働性」の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携、協働しながら多様な視点から問題の解決を図るチームアプローチの考え方を基本とします。また、地域の医療・保健・介護の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。

5. センターの業務

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

②権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ①介護予防・生活支援サービス事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）
- ②一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）
- (3) 任意事業（法第 115 条の 45 第 3 項）
- (4) 指定介護予防支援事業
- (5) その他協力事業等

6. 業務推進の方針

<共通事項>

- (1) 事業の計画的実施
センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、実績を踏まえた検証を行い、適正な業務を計画実施します。
- (2) 法令等の遵守
センターの運営にあたり、法ほか関係法令を遵守します。
- (3) 職員のスキルアップ
センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が共有し、全体のスキルアップを図ります。
- (4) 連携体制
センターは、市の主催する定例会議に参加し、情報共有と連携・協働を図ります。また、センターは、医療・介護・福祉等関係機関、社会福祉協議会、民生委員、権利擁護センター、生活支援コーディネーター及び地域活動団体等、関係する機関等との連携を強化し、地域高齢者が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。
- (5) 個人情報の保護・守秘義務
センターが収集した情報について、個人情報保護に努めつつ個人の利益を最大限に尊重していきます。
- (6) 広報活動
センターの業務を適切に実施し、地域住民の理解と協力を得るため、広報誌のほか、出前講座、イベント等への積極的な参加により広報活動を実施します。
- (7) 緊急時の対応
夜間や緊急時に備え、予め必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、対応します。
- (8) 相談記録や事例の分類方法
市の示した方法で整理し、相談システムへ入力・報告します。
- (9) センターの事業評価
国の統一した指標並びに市独自の指標を用いて評価を行います。組織運営体制、個人情報の管理、利用者満足度の向上、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援以上の項目について評価し、各課題の要因や背景を分析し、解消に向けた方策を検討・実施します。
- (10) 地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）
市が開催する「地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）」に、必要に応じて市から依頼があった場合、センター職員が出席し、前年度の活動実績やセンターの課題について発表、委員から出された課題の検討を行います。

＜具体的運営方針＞

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

①総合相談支援

高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関等と連携し、総合的に対応するとともに、訪問等により指導及び助言を行います。また、高齢者又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、利用者の立場に立って適切なサービスの調整を行います。

複雑かつ複合的な課題の相談に対し、重層的支援体制整備事業を活用し、3職種が連携して支援を行います。

また適宜必要時にはケース会議を開催し、高齢者の迅速適正な支援を行います。

相談システムへの入力には相談の都度随時行い、市から示された分類に沿って、整理入力を行います。

②実態把握

高齢者や家族等から相談を待っているだけでは、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見することが困難であるため、センターは「ニーズ調査」結果や地域のネットワークなどの情報から、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要な人を浮き上がらせ支援を行います。

また、地域ごとの高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題の発見や解決へ繋げていきます。

(2) 権利擁護事業

①高齢者虐待への対応

センターは、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。また、虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら迅速に適切な対応を行います。あわせて、センターは市が開催する「高齢者虐待コア会議」に参加し、市や関係機関と連携を図りながら、対応・支援を行います。

②成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者には、中核機関等と連携・協力を行いながら、適切な介護サービス等の利用につながるよう支援するとともに、成年後見制度の手続き方法等について説明し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

③消費者被害への対応

民生委員や介護サービス担当者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活相談センター等と連携を図り、問題解決に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

①包括的・継続的なケアマネジメント体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員等関係機関との連携体制を整備します。

②介護支援専門員等への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、困難事例については、地域ケア会議の開催や具体的な支援方針を検討し助言します。

また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

③地域ケア会議の開催

センターは、法第115条の48に基づき、地域ケア会議を開催し、個別ケースについて自立支援に資するケアマネジメントの支援、困難事例等に対する相談・助言、参加者の資質向上と関係職種との連携を促進します。また、会議のなかでは、地域課題の検討を行います。なお、地域ケア会議は随時開催することとし、会議のメンバーには長寿いきがい課または市民福祉課の職員を加えることとします。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

高齢者の生活機能を改善するため、運動器及び口腔の機能向上や栄養改善、リハビリテーションの視点を加え、複合的な予防プログラムによる予防教室を実施します。

②介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）

基本チェックリストの該当者（事業対象者）等が、生活機能の維持・改善が図られるよう、本人の意欲に働きかけながら目標志向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やすようにする等、地域で安心して生活できるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の憩いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有するものを活かした自立支援に資する取組みを推進します。

開催については、原則として一定の地域・場所に偏ることなく実施することとします。

3. 任意事業

要介護者を在宅で介護している人等を対象とした介護教室、健康相談、介護者同士の交流会等を実施し、在宅介護の継続を支援します。

4. 指定介護予防支援事業

要支援1・2と認定された方で訪問看護、通所リハビリなど専門的なサービスを利用する方へ介護予防ケアマネジメントを行います。また、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

なお、本事業の実施については、センターは別途法第115条の22の規定による指定介護予防支援事業所の指定をうけることとします。

5. その他協力事業等

(1) センターは、次の事業と連携・協力しながら、センター運營業務を行います。

①在宅医療・介護連携推進事業

②生活支援体制整備事業

③認知症総合支援事業

④地域ケア会議推進事業

⑤その他担当する日常生活圏域高齢者に関する事業

(2) 市主催以外の会議等について参加依頼があった際は、各センターで対応することとします。あわせて、会議内容・日程・参加者等について市へ報告することとします。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の今後について

1. 生活支援ハウスの概要

生活支援ハウスは、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援を目的として平成12年4月に開設した。開設当初より能代市社会福祉協議会へ業務を委託している。利用定員は10人。

なお、生活支援ハウスは昭和32年に建設（昭和51年増築）された旧秋田営林病院を開設時にリフォームしたものである。

2. 利用対象者

能代市に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの者又は夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの。

3. 現状と課題

生活支援ハウスを開設した当初は、積雪量が多く交通や買い物に不便な地域や住宅環境などが十分に整備されていない方を中心に、冬期間のひとり暮らしなどに不安のある高齢者が多く利用していたが、ここ数年は利用者が減少しており、現在の利用者は3人である。

要因としては、周辺にはケアハウスがあるほか、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備が進み、高齢者の住環境が十分に整ってきているほか、入所条件が近い養護老人ホームでは、食事の提供や身の回りのお世話などのサービスを行っており、自炊が基本の本施設のニーズは少なくなっていることが考えられる。

さらに本施設はリフォーム後の開設から24年が経過し、老朽化が進んでいるほか、地盤沈下の影響により建物自体が傾いている等の問題も深刻と考えている。

（実績） ※各年度3月末時点での利用者数

年 度	R 7. 1	R 5	R 4	R 3	R 2	R 1
利用者数	3人	4人	4人	7人	6人	7人

4. 今後について

上記の現状と課題から、市が公費を投じて事業を継続する必要性が低くなっていると考え、令和7年4月以降、新たな利用者の受け入れを中止し、現在の利用者が全員退所した後に事業廃止とする予定。

なお、現在の利用者には養護老人ホーム等、それぞれに適した移転先の紹介や手続きの支援を行うなど、丁寧な対応に努める。